

宮城県介護支援専門員実務研修受講試験

1. 目的

本試験は、介護支援専門員実務研修受講希望者に対して実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するために行うもので、宮城県が実施するものです。社会福祉法人宮城県社会福祉協議会は、宮城県知事より指定試験実施機関の指定を受け、試験事務を行います。

2. 介護支援専門員とは

介護支援専門員は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切な居宅サービス又は施設サービス等を利用できるよう、居宅サービス計画等を作成するとともに、市町村、居宅サービス事業者等との連絡調整等を行います。

介護支援専門員の業務に従事するには、試験合格後、宮城県が実施する介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員名簿への登録及び介護支援専門員証の交付を受けることが必要です。

なお、介護支援専門員証の有効期限は5年間です。当該有効期限を更新しようとするときには、更新研修の受講が義務付けられています。

I 試験の概要

1. 試験日時 令和元年10月13日(日) 午前10時開始 (9時30分までに着席)

2. 試験会場 学校法人 北杜学園 (仙台市青葉区中央4丁目)
仙台医療福祉専門学校中央校舎(各館)
仙台大原簿記情報公務員専門学校

※1 会場は試験実施機関が指定します。本会が指定した試験会場以外での受験はできませんので、必ず受験票で会場名を確認してください。

※2 受験申込状況その他の事情によって上記以外の試験会場を指定する場合があります。

※3 試験会場に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

※4 試験会場へのお問い合わせはご遠慮願います。

※5 交通案内は、P68をご覧ください。

3. 受験手数料 12,800円(消費税含む)

※1 同封の専用払込取扱票を使用し、必ず郵便局窓口で、指定の期間内に納入してください(払込手数料は申込者の負担となります)。

※2 払込期限:令和元年6月28日(金)

※3 郵便局窓口から「振替払込請求書兼受領証」及び「振替払込受付証明書(お客さま用)」を受け取る際は、「日附印」が押印されているかを確認してください(払込期限までの日附印が有効)。

※4 日附印の押印された「振替払込受付証明書(お客さま用)」を、「受験申込書」の裏面(P22)に貼付してください。

※5 自動預払機(ATM)からの払込み時に印刷される利用明細書では入金の確認ができない場合があります。必ず郵便局窓口でお支払いください。

※6 「振替払込請求書兼受領証」は、本人控えとなります。大切に保管してください。

※7 受験手数料納入後は、返還しません。当日試験を欠席する場合であっても、受験手数料は返還できませんので、ご了承ください。ただし、申込書類審査の結果、受験資格を満たさず、受験申込書を受理できない場合は、指定口座振込にて、払込手数料を差し引いた金額を返還します。

4. 申込受付

(1) 受付期間 令和元年6月3日(月)から6月28日(金)まで(当日消印有効)

- ① 受験申込書は、所定の封筒を使用し、**簡易書留にて郵送**してください。
※ 持込・普通郵便等による申し込みは受け付けません。
- ② 受験申込書は、**6月28日(金)までの消印のあるもの**に限り受け付けます。

(2) 郵送先 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館3階
社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 介護支援専門員試験実施本部

5. 受験票の送付

受験資格について審査終了後、受験番号・会場等を付して**9月18日(水)に発送(予定)**。
9月26日(木)までに届かない場合は、試験実施本部までご連絡ください。

6. 試験結果の通知

令和元年12月3日(火)発送(予定)で、当日の受験者全員に郵送により通知します。
同日午前10時頃から、**宮城県のホームページ**に、合格者の受験番号を期間限定で掲載します。
※欠席者には試験結果の通知を行いません。
※『見込み』で申込をして受験し、10月15日(火)～10月31日(木)まで(簡易書留・当日消印
有効)に正式な実務経験証明書等の提出がない場合には、試験結果の通知を行いません。
※試験中の不正行為が判明した場合や、受験申込に当たって虚偽又は不正の事実が認められた場合は、受験が無効になる場合があります。
※可否及び、試験問題についてのお問い合わせには応じられません。

II 受験資格

受験資格を有する方は、次の**1. に示す試験対象者**であって、かつ、**2. に示す受験地の基準を満たす方**です。

受験資格がないと判断された場合は、**9月18日(水)に発送(予定)**の文書でその旨通知します。
その後、受験料は指定口座振込にて、払込手数料を差し引いた金額を返還します。

なお、受験料の返還完了まで数ヶ月かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 試験対象者

受験資格区分①～②(P3)のいずれかに該当し、一定の実務経験を満たしていること。

当該資格を有しながら、要援護者に対する直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は、実務経験期間に含まれません。(例 研究事業・教育・営業等)

要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。

受験資格区分(資格・業務内容等)		必要な実務経験期間・日数
①	<p>【別表1】(P9)に定める法定資格取得者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p> <p>※上記に該当する者の当該業務従事期間とは、当該資格の登録日以降の期間であること</p>	<p>従事期間が通算して5年以上、かつ従事日数が900日以上</p> <p>※①～②の業務に従事した場合、そのすべての期間が通算できます。</p> <p>例 ②:相談援助業務 3年 (550日)</p> <p>+</p> <p>(介護福祉士資格取得後、登録)</p> <p>①:法定資格に基づく業務 介護業務 2年 (350日)</p> <p>↓</p> <p>5年(900日)</p>
②	<p>【別表2】(P10)に定める相談援助業務の従事者が、当該業務に従事した期間</p>	

- ※1 これら①～②の要件は、**試験日の前日(10月12日(土))までに満たせばよいもの**とします。
 この場合は、試験前日までに実務経験年数(または従事日数)を満たすとして『見込み』の「**実務経験証明書**」を提出することで、受験は可能です。(P5「IV提出書類」2④ 参照)
- ※2 「**従事日数**」とは、**実際に要援護者に対する直接的な援助の業務に従事した日数**をいいます。休日・休暇(産前・産後・育児)・病気・出張・研修・休職等で相談援助・介護等の業務に従事しなかった日は実務経験の対象となりません。

2. 受験地の基準

宮城県で受験できるのは、申込時点[令和元年6月3日(月)～令和元年6月28日(金)]で、下記の基準を満たす方。

- ① 申込時点で、**受験資格に該当する業務に従事し、その勤務地が宮城県内**にある方。
 ※**申込時点を含む期間の実務経験証明書**の添付が必要です。
- ② 申込時点で、**受験資格に該当する業務に従事していないが、住所地が宮城県内**にある方。
 ※**住所地の証明として住民票抄本(原本)または運転免許証両面のコピー**(用紙は A4 サイズ)の添付が必要です。

宮城県で受験できる方の具体例

※ **他の都道府県と重ねて受験することはできません。**

申込時、受験資格に該当する業務に	勤務地	住所地	宮城県での受験	
従事している	宮城県	宮城県	○	申込時点を含む期間の実務経験証明書添付
従事している	宮城県	福島県	○	申込時点を含む期間の実務経験証明書添付
従事している	岩手県	宮城県	×	(岩手県で受験)
従事していない(無職含む)	—	宮城県	○	(住所地証明添付)
従事していない(無職含む)	—	山形県	×	(山形県で受験)

※ **申込時点[令和元年6月3日(月)～令和元年6月28日(金)]**

3. 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、**介護支援専門員名簿に登録することはできません**のでご注意ください。

- ア. 成年被後見人又は被保佐人
- イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ. 介護保険法(以下「法」という。)その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ. 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ. 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ. 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- キ. 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であつて、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

Ⅲ 試験方法

1. 試験内容及び出題範囲

具体的な試験内容及び出題範囲は、厚生労働省が示す「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」(P35～45 参照)とします。

2. 出題方式及び出題数

(1) 出題方式

出題は**五肢複択方式**とし、解答は**マークシート方式**とします。

(2) 出題数、試験時間等

区 分	問題数	試験時間(※)
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25 問	120 分 (10:00～12:00 を原則とする)
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 福祉サービスの知識等	20 問 15 問	※点字受験者(1.5 倍) 180 分 ※弱視等受験者(1.3 倍) 156 分
合 計	60 問	

3. 採点方法

介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格とします。

IV 提出書類

受験の申し込みにあたっては、必ず所定の封筒を使用し、必要な書類を不備・不足のないように準備してください。**提出書類に不備があると受け付けできません。**十分ご注意ください。

提出する際は、「提出書類チェックシート」(P18)で再度確認(チェックシートは、申込書類等と一緒に封筒に入れて送付)してください。

1. 受験申込書等

- (1) **受験申込書**(P21)(裏面に受験手数料納付済みの「**振替払込受付証明書**」をのり付け)
- (2) **試験整理票**(P23)(「**写真**」(4cm×3cm 申込前 6 ヶ月以内撮影・裏面に氏名記入)を貼付し、必ず撮影年月を写真貼付欄に記入のこと)
記入の際は、「受験申込書等記入要領」(P19)、「受験申込書記入例」(P20)を参照してください。
黒のボールペンを使用し、楷書で正確に記入してください(**消えるインクのボールペンは不可**)。

2. 受験資格を証明する書類

- (1) **実務経験証明書**(P27 または P29 の様式を使用)
 - ① 受験資格に必要な実務経験は、実務経験証明書により確認します。**証明者**は、受験申込者が勤務している(していた)法人または施設・事業所の代表者等、**証明権限を有する方**です。
 - ② **受験申込者が自書した実務経験証明書は「無効」**になります(受験申込者が代表者の場合を除く)。
 - ③ 申込時点[令和元年6月3日(月)～令和元年6月28日(金)]で、受験資格に該当する業務(P9～10【別表1～2】)に従事している場合は、**証明書発行日現在までの期間を含む実務経験証明書を提出**してください。
 - ④ 申込時点で実務経験期間の要件を満たさず、試験前日(10月12日(土))までに満たずとして**『見込み』**で「**実務経験見込み証明書**」を提出する場合は、改めて「**実務経験証明書**」(P27)を**指定の期間・方法にて試験実施本部まで提出**してください。

提出期間: 10月15日(火)～10月31日(木)まで(当日消印有効)

提出方法: 簡易書留

※提出のない場合は受験資格がなかったものとし、**試験は無効**となりますのでご注意ください。

- ⑤ **第21回(平成30年度)に宮城県で受験し、不合格となった方は**、その**結果通知書(原本)**をもって、実務経験証明書の提出を省略することができます。

ただし、他県に住んでいて、宮城県内で受験資格に該当する業務に従事している方は、**第21回の不合格通知を提出する場合**であっても、**現在の勤務先の実務経験証明書(証明書発行日現在までの期間を含むもの)**の提出が必要です。

※施設、事業所等の廃業及び統廃合等、もしくは東日本大震災等による事業所の流失により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書等により実務経験の有無を確認し算定できる場合がありますので、試験事務局までお問い合わせ下さい。

【申込者の方へ】

※実務経験証明書の作成を依頼する際は、**【別表1～2】(P9～10)、実務経験証明書の記入について(P25～30)を証明担当者に提示**してください。

※様式は、試験実施本部(宮城県社会福祉協議会)ホームページよりダウンロード可能です。

(<http://www.miyagi-sfk.net/>)

(2) その他必要書類

資格等の証明	1	【別表1】(P9)に示す法定資格取得者	免許証・資格登録証等の写し(合格証は不可) (免許証は両面をコピーすること)
	2	相談支援専門員として従事している期間を実務経験とされる方	該当する研修の修了証書 (実務経験証明書の業務期間に相当する障害者相談支援従事者初任者研修修了証 又は, 障害者相談支援従事者現任研修修了証)の写し
実務経験証明書の裏づけとなる書類等(該当者のみ)	3	個人開業等, 証明者と本人が同一の方	開業許可書, 認可書, 届出書, 業務委託契約書等客観的に実務経験が証明できるいずれかの書類の写し, または宮城県保健福祉部薬務課長, 保健所長, 仙台市長の開設証明書【P31】 なお, 社会福祉士や介護福祉士のようにその業務を行うに当たり許可, 認可, 届出制がなく, これらの証明書類を提出できない場合には, 定期的(月次, 年次)報告書や業務日誌等も証明書類として認める。
	4	ボランティア団体での業務を実務経験とされる方	当該団体の概要及びボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類
その他(該当者のみ)	5	現在, 実務経験対象となる業務(P9~10【別表1~2】)に従事していない方(無職含む)	住民票抄本(原本・申込日前 3ヶ月以内 発行のもの) 又は, 運転免許証の両面をコピーしたもの【P3 2.「受験地の基準」参照】
	6	婚姻等により申込書と証明書や免許等の氏名が異なる方	戸籍抄本(原本・申込日前 3ヶ月以内 発行のもの)

※1 第21回の不合格通知を提出する方であっても, 1又は2の資格等の証明書類及び5, 6のその他の書類の提出が必要です。

※2 免許等をコピーする際は, 縮小・拡大等で用紙を「**A4 サイズ**」に統一してください(感熱紙不可)。

※3 資格審査は受験申込者全員に行います。必要に応じて, 再度実務経験証明書その他の書類の提出を求められることがあります。

3. 身体障害者等に対する受験の特別措置について

身体に障害等のある受験者については、受験者からの希望により特別措置を行います。

受験に際して特別の配慮を希望される方は、P47～61を参照し、受験申込と併せて申請をしてください。

点字版の試験案内(要約版)を希望される方は、試験実施本部までご連絡ください。

V 受験申込後の注意事項

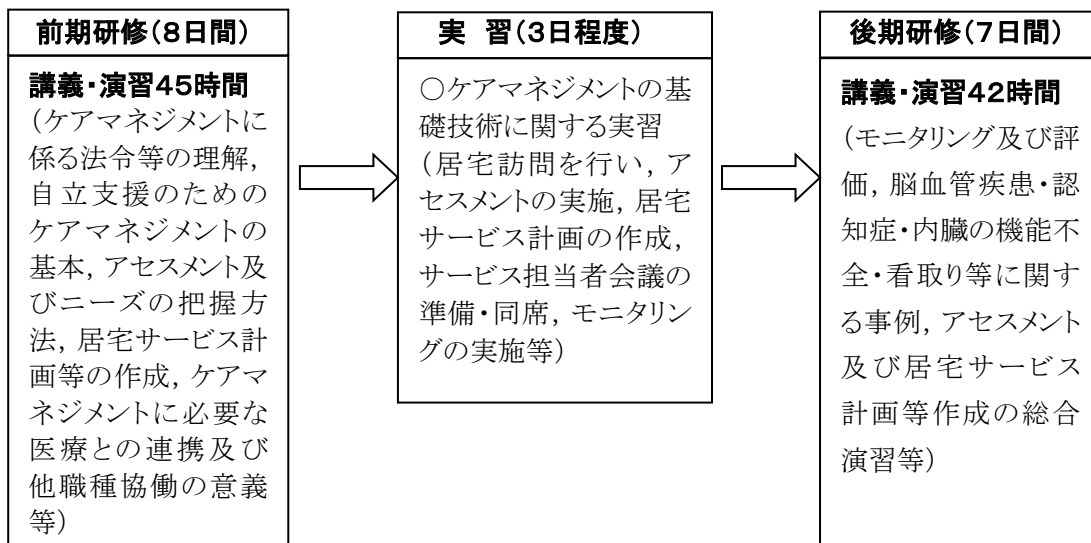
- (1) **受験申込後の書類等は一切お返しできません。**
- (2) 申込書類について、不備不明のあった方には、8月上旬頃までに随時連絡をします。
不備等を補完して再提出する場合は、別途指示する日までに提出してください。期日までに提出がない場合、受験はできませんのでご注意ください。
- (3) 受験申込後、令和元年12月末日までに氏名・住所等受験申込書の記載事項について変更があった場合は、「受験申込書記載事項変更届」(P33)に必要事項を記入し、試験実施本部まで提出してください。

VI 介護支援専門員実務研修について

本試験の合格者を対象に介護支援専門員実務研修が実施されます。詳細は、宮城県が委託した研修実施団体より、合格者に通知します。

- (1) 研修は、令和元年12月中旬開始、令和2年3月終了(前期8日間、実習3日、後期7日間、計18日間)の予定です。試験結果通知(12月3日(火)発送(予定))から介護支援専門員実務研修開始まで、**短期間となっておりますので、あらかじめご了承ください。**
- (2) 前期研修と後期研修の間に、前期研修で学んだことに基づき、利用者への居宅訪問を行い、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施など、一連のケアマネジメントプロセスの実習を行います。なお、実習については、実務研修時、「実習オリエンテーション」にて説明します。

【予定】実務研修



※ 今年度の試験合格者で実務研修を受講できない場合は、次年度以降に受講を繰り越すことができます。

Ⅶ 試験に関する問い合わせ先

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 介護支援専門員試験実施本部

電 話 022-216-5382 (試験係直通)

F A X 022-223-1151

受付時間 平日, 午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

※社会福祉法人宮城県社会福祉協議会(試験実施本部)のホームページに, 試験案内の概要を掲載しています。(http://www.miyagi-sfk.net/)

※宮城県社会福祉協議会では, 試験に関する事前講習会等はありません。